＜自然再生全体構想の内容について＞

自然再生推進法（平成 15 年 1 月 1 日：施行）

第八条第二項第一号

自然再生全体構想は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。

一．　自然再生の対象となる区域
二．　自然再生の目標
三．　協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
四．　その他自然再生の推進に必要な事項

自然再生基本方針（平成 15 年 4 月 1 日：閣議決定）

自然再生全体構想作成に関する基本的事項

○全体構想の内容

ア　全体構想の作成に当たっては、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータの収集や社会的状況に関する調査を実施し、その結果を基に協議会において十分な協議を行うこと。

イ　全体構想は、地域の自然再生の対象となる区域における自然再生の全体的な方向性を定めることとし、当該地域で複数の実施計画が進められる場合には、個々の実施計画を束ねる内容とすること。

ウ　全体構想においては、自然再生の対象となる区域やその区域における自然再生の目標について、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定するとともに、その目標達成のために必要な自然再生事業の種類及び概要、協議会に参加する者による役割分担等を定めること。

荒川太郎右衛門地区自然再生事業　自然再生全体構想(案)（目次構成）

第1章　自然再生の対象となる区域(P1～P29)

- 第１節　荒川流域の概要及び自然再生の対象となる区域
  - （１）荒川流域の概要
  - （２）自然再生の対象となる区域
- 第２節　荒川流域及びの荒川太郎右衛門自然再生地の歴史的変遷
  - （１）荒川流域及び治水の歴史
  - （２）太郎右衛門自然再生地周辺の歴史
- 第３節　太郎右衛門自然再生地の現況
  - （１）流況・水質
  - （２）生態系
  - （３）土地利用
  - （４）上位計画・関連計画
- 第４節　荒川太郎右衛門自然再生地の課題
  - （１）自然環境の課題
  - （２）その他の課題

第２章　荒川太郎右衛門地区の自然再生目標と自然再生事業の概要（P30～55）

- 第１節　自然再生目標
  - Ⅰ.太郎右衛門自然再生地固有の多様な生き物を保全し、かつ、それらが生育・生息できる湿地環境を保全する。
    ＜近年確認されている希少種67種が生息可能な自然環境を保全＞
  - Ⅱ.過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物が住めるような環境の再生を目指すものとる。
    ＜かつて確認されたが、近年確認されていない希少種6種の再生＞
  - Ⅲ.荒川太右衛門自然再生地は周辺地域も含めたエコロジカル・ネットワークの核となる区域と位置付けるものとする。
  - Ⅳ.湿地環境を保全・再生するにあたっては、荒川本川水、雨水、湧水等の自然な水を用い、多様な水深の開放水面を拡大するものとする。
    ＜昭和20年代以上の開放水面面積を段階的に確保＞
  - Ⅴ.約70年前の蛇行形状が今なお変わらず残る、歴史的に貴重な荒川旧流路を保全し、後世に伝えるものとする。
  - Ⅵ.将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。
- 第2節　自然再生目標を達成するための施策
  - ○水確保の施策
    1.雨水の利用（周辺の水又は農業用水）
    2.上池の掘削
    3．高水時の本川からの導水
    4.池の連結
    5．市野川の導水検討（湿地を使った浄化検討）
    ○水確保以外の施策
    6.ワンド・エコトーン
    7.河畔林の保全（中池）
    8.ハンノキ林の保全（下池）
    9.モニタリングの重視（順応的実施）
    ○その他
    10．維持管理
    11.治水面での施策
    12.環境学習と安全な利用のための事業メニュー

第３章　荒川太郎右衛門地区自然再生協議会組織および役割分担（P56～P67）

- 第１節　荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱
- 第２節　協議会委員名簿
- 第３節　役割分担

第４章　その他必要な事項（P68）

- 第１節　荒川全体の自然再生について
- 第２節　荒川太郎右衛門地区の荒川本川の自然再生について
- 第３節　エコロジカル・ネットワークに向けた施策について